

水資源の探査、採取、利用及び水源への排水に関する許可に当たっての使用量及び費用の収集、送金、管理、利用及び水準に関する決定第 59 号 (2006 年)

Decision No. 59/2006/QD-BTC, providing the Regime of Collection, Remittance, Management and Use, and Levels, of the Evaluation Charge and the Fee for Granting Permits for Exploration

財務省
国

No. 59/2006/QD-BTC

ハノイ, 2006 年 10 月 25 日

ベトナム社会主義共和

独立-自由-幸福

財務省は、

2002 年 6 月 3 日付料金及び手数料に関する法令の施行規則を公布する政府首相の決定 (No. 57/2002/ND/-CP) に基づき、

2006 年 3 月 6 日付料金及び手数料に関する法令の施行規則を公布する政府首相決定 (2002 年 6 月 3 日付 No. 57/2002/ND/-CP) の改正を公布する政府首相の決定 (No.24/2006/ND-CP) に基づき、

2004 年 7 月 27 日付水資源の探査、採取、利用又は排水に関する許可における政府首相の決定 (No.149/2004/ND-CP) に基づき、

2003 年 7 月 1 日付財務省の所掌に関する政府首相の決定 (No.77/2003/ND-CP) に基づき、

2006 年 6 月 6 日付天然資源環境省の通知 (No.2322/BTNMT-TNN) に基づき、

税制政策局長の提言に基づき、

以下を決定する。

第 1 条.

本決定と共に、水資源の探査、採取、利用、水源への排水、及び地下水のボーリング事業に関する許可に当たっての手数料、審査料金の料金表が公布される。

第 2 条.

本決定で定めた料金及び手数料の支払い対象は、2004 年 7 月 27 日付水資源の探査、採取、利用又は排水に関する許可における政府首相決定 (No. 149/2004/ND-CP) の第 13 条の 1 項で管轄機関によって定められた水資源の探査、採取、利用、又は水源への排水に関する活動を行うすべての国内及び外国の組織及び個人となる。

第3条.

本決定で定めた水資源の探査、採取、利用、水源への排水、及び地下水のボーリング事業に関する許可に当たっての手数料及び審査料金は、国家予算の歳入となり、以下のように管理及び利用されなければならない。

1. 集金団体は、規定された方針に従って行った集金行為に伴って発生する経費として、集金の合計金額から10%を差し引くことを許される。
2. 集金団体は、既存の国家予算に係る条項、料金の種類、項目、ユニット、サブユニットに従って、集金の合計金額の残り90%を国家予算へ送金する責任を負う。

第4条.

1. 本決定は官報で公表されてから15日後に有効となる。
2. 本決定で規定されていない水資源の探査、採取、利用、水源への排水、及び地下水のボーリング事業に関する許可に当たっての手数料及び審査料金の集金、送金、利用、管理、領収、集金の公表に係るその他行為は、料金及び手数料に関する法令実施を指導する2002年7月24日付財務省通知No. 63/2002/TT-BTCにて提供されているガイドライン、及び通知No. 63/2002/TT-BTCを改正した2006年5月25日付通知No. 45/2006/TT-BTCに遵守して実施されなければならない。
3. 本決定の実施期間中に、組織及び個人が明確化を必要とする場合には、調査及び追加のガイドラインを発行するために、財務省に対して適切な時期に要請しなければならない。

財務大臣代理

副大臣

(署名)

チェン・チ・チュン

送り先:

- 中央党及び中央党支部の事務所
- 国会事務所
- 国家主席事務所
- 最高人民検察院
- 最高人民裁判所
- 各省、省レベル機関及び政府直轄機関
- 大衆組織の中央機関
- 地方省の人民委員会、地方省の税務局
- 官報
- 政府ホームページ
- 法務局-司法省
- 財務省
- 文書保管所

料金表

水資源の探査、採取、利用、水源への排水、及び地下水のボーリング事業に関する許可に当たっての料金及び手数料（2006年10月25日付財務大臣決定 No. 59/2006/QD-BTC と共に公布）

I. 料金

番号	作業内容	料金（ベトナム ドン/申請1 件当たり）
1	地下水探査事業に関する審査	
A	地下水の流量が1日当たり 3,000～10,000 m ³ 未満の地下水探査事業	3,800,000
B	地下水の流量が1日当たり 10,000 ～20,000 m ³ 未満の地下水探査事業	5300,000
C	地下水の流量が1日当たり 20,000 ～30,000 m ³ 未満の地下水探査事業	7000,000
D	地下水の流量が1日当たり 30,000 m ³ 以上の地下水探査事業	8,700,000
2	地下水賦存量に関する探査及び評価の結果報告の審査	
A	地下水の流量が1日当たり 3,000～10,000 m ³ 未満の地下水探査の結果報告	4,700,000
B	地下水の流量が1日当たり 10,000～20,000 m ³ 未満の地下水探査の結果報告	6,000,000
C	地下水の流量が1日当たり 20,000～30,000 m ³ 未満の地下水探査の結果報告	7,200,000
D	地下水の流量が1日当たり 30,000 m ³ 以上の地下水探査の結果報告	8,500,000
3	地下水採取及び利用に関する事業及び報告の審査	
a	地下水の流量が1日当たり 3,000～10,000 m ³ 未満の地下水採取に関する事業及び報告	4,000,000
b	地下水の流量が1日当たり 10,000～20,000 m ³ 未満の地下水採取に関する事業及び報告	5,600,000
c	地下水の流量が1日当たり 20,000～30,000 m ³ 未満の地下水採取に関する事業及び報告	7,500,000
d	地下水の流量が1日当たり 30,000 m ³ 以上の地下水採取に	9,200,000

番号	作業内容	料金 (ベトナム ドン/申請 1 件当たり)
	関する事業及び報告	
4	地表水採取及び利用に関する事業及び報告の審査	
a	農業目的では地表水の流量が 2～10 m ³ /秒、電力供給 (2,000～10,000 kw 未満) 及びその他目的では地表水の流量が 1 日当たり 50,000～100,000 m ³ 未満の地表水採取及び利用に関する事業及び報告	6,400,000
b	農業目的では地表水の流量が 10～50 m ³ /秒、電力供給 (10,000～20,000 kw 未満) 及びその他目的では地表水の流量が 1 日当たり 100,000～200,000 m ³ 未満の地表水採取及び利用に関する事業及び報告	9,000,000
c	農業目的では地表水の流量が 50 m ³ /秒以上、電力供給 (20,000 kw 以上) 及びその他目的では地表水の流量が 1 日当たり 200,000 m ³ 以上の地表水の採取及び利用に関する事業及び報告	11,700,000
d	水資源法の第 59 条の 1 項に規定されているその他の国家重要事業における地表水採取に関する事業及び報告	14,400,000
5	水資源への排水に関する事業及び報告の審査	
a	排水の流量が 1 日当たり 5,000～10,000 m ³ 未満の事業及び報告	8,500,000
b	排水の流量が 1 日当たり 10,000 ～20,000 m ³ 未満の事業及び報告	11,600,000
c	排水の流量が 1 日当たり 20,000 ～30,000 m ³ 未満の事業及び報告	14,600,000
d	排水の流量が 1 日当たり 30,000 m ³ 以上の事業及び報告	17,700,000
6	地下水のボーリング事業に関する申請及び状況の審査	
a	二つの地方省にまたがる作業規模の事業に関する許可申請	1,500,000

注:

1. 地表水の採取及び利用、水源への排水に関する許可に当たっての延期及び変更に関する申請の審査料金は、上記 I 項に規定された料金表の 50% を徴収する
2. 地下水の探査及びボーリング事業に関する許可に当たっての延期及び変

更に関する申請の審査料金は、上記 I 項に規定された料金表の 30%を徴収する。

II. 手数料

1. 地下水の探査、採取及び利用、地表水の採取及び利用、水源への排水、及び地下水のボーリング事業に関する許可の手数は、1 件につき、100,000 ベトナムドンとする。
2. 地下水の探査、採取及び利用、地表水の採取及び利用、水源への排水、及び地下水のボーリング事業に関する許可の延期や変更に関する手数料は、1 件につき、50,000 ベトナムドンとする。